

第9章 景観形成の推進方策

1. 景観に関する意識の啓発

良好な景観を保全・育成・創出するためには、景観の大切さを市民や事業者、行政が互いに認識し、関心を持つことが重要です。

このため、次のような取り組みを通じて、景観に関する意識の醸成に努めます。

(1) 景観形成に関するPRや情報発信

景観計画の内容や地域の大切な景観資源などの情報について、市民への発信に努めます。

- パンフレットや広報誌、ホームページの活用
- 景観づくりへの配慮事項等景観形成の手引きなどの作成

(2) 景観に関する学習の場の提供

良好な景観の形成への理解を深めるため、講習会やシンポジウム等の開催など、景観について学ぶ機会や場を提供します。

また、景観に対する愛着は、少年期に形成されることから、子どもたちを対象に、景観に対する意識を育むため、景観に関する学習の実施を検討します。

(3) 表彰制度

良好な景観は、地域の人々の努力によって保全・育成・創出されます。景観形成への意識を高めていくためには、景観形成に関わる活動や取り組みを広く知らせるとともに、評価していくことが大切です。

このため、景観形成に寄与する活動や取り組みなどを表彰する制度の創設を検討します。

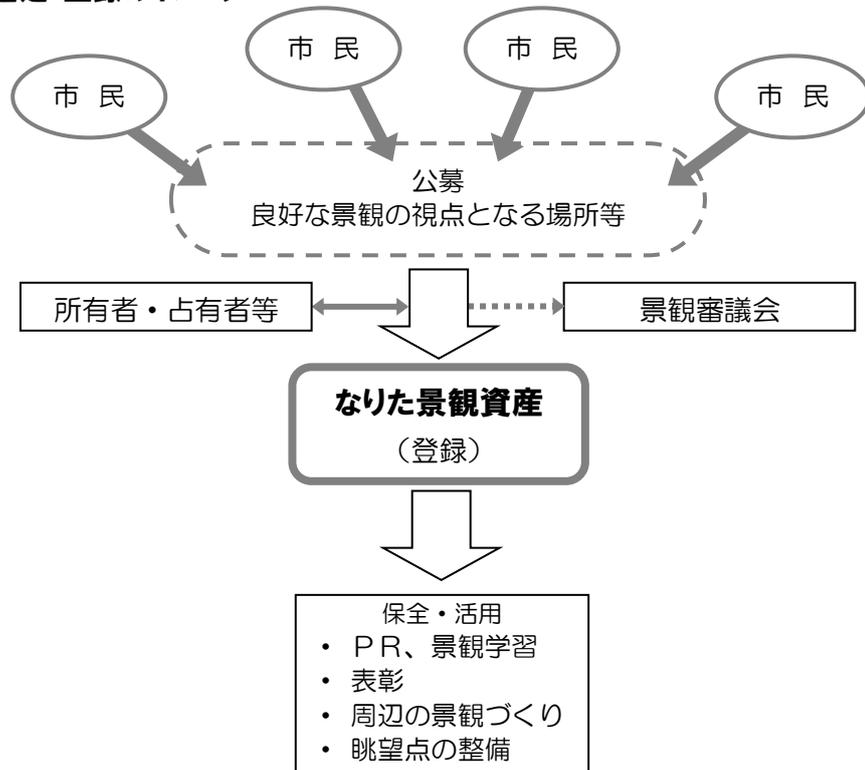
- 景観形成に協力した市民・団体・事業者などの表彰
- 景観写真コンクールなどの実施

2. 市民が主体の景観づくり

(1) なりた景観資産の登録 —市民参加による良好な景観の選定と保全・活用—

本市の良好な景観について認識を高め、また景観に対する意識を醸成するため、未来へ継承すべき地域固有の景観を市民参加によって掘り起こし、「なりた景観資産」として登録し、保全・活用を図っていくものとします。

なりた景観資産の選定・登録のイメージ



(2) 景観地域づくり団体

地域の良好な景観づくりを目指し積極的に取り組もうとする市民や事業者を、景観地域づくり団体に認定します。

(3) 景観地域づくり協定

景観地域づくり団体の自ら取り組む景観づくりを促進するために、景観地域づくり協定制度を創設します。(景観法第81条で定める景観協定とは異なります。)

また、制度の普及、啓発を図ります。

景観地域づくり協定の内容等

- 内容
 - ・ 建築物等の位置、規模、用途、形態・意匠
 - ・ 屋外広告物の表示等
 - ・ その他（維持管理、生垣づくり、花植え、美化等）
- 手続き
 - ・ 景観地域づくり団体と地区内の土地所有者等、事業者等により締結
 - ・ 市長の認定

(4) 景観づくりの支援

地域住民等の景観づくりの取り組みを支援するために、情報の提供、技術的援助などを行います。

- 景観地域づくり促進地区の指定に関する事
- 景観地域づくり団体、景観地域づくり協定制度の普及・啓発に関する事
- なりた景観資産、景観重要建造物、景観重要樹木の維持管理に関する事

3. 景観形成の推進体制

景観計画の運用、景観形成施策の推進にあたり、次のような体制づくりを進めるものとします。

(1) 景観審議会の設置

景観計画に基づき、良好な景観の形成に関する重要な事項を調査し、審議するため、市長の附属機関として成田市景観審議会を設置します。

景観審議会の調査審議事項

- 景観計画の変更若しくは提案に基づく変更の必要性の判断に関する事
- 景観計画に基づく行為の届出に係る助言又は指導、勧告及び変更命令に関する事
- 景観重要建造物、景観重要樹木に係る指定、変更、解除、管理に関する命令又は勧告に関する事
- 景観形成重点地区、景観地域づくり促進地区の指定に関する事

(2) 景観アドバイザーの設置

建築物の建築等の行為に対し、景観計画の考え方を十分に反映させるため、また、地域住民等による景観づくりをサポートするため、景観アドバイザーを置き、必要に応じて専門的見地から助言を行います。

(3) 庁内における連絡調整体制の構築

景観行政は幅広い分野にわたることから、庁内組織の連携が重要です。特に公共施設の整備事業にあたっては景観形成に対する認識を持つことが必要不可欠であるため、庁内に連絡調整を図る仕組みや体制を構築します。

(4) 国や県、周辺市町などの関連機関等との連携

公共・公益施設は、良好な景観の形成に大きく関わるため、国や県、隣接市のほか、成田国際空港（株）、鉄道事業者、電気通信事業者などの公共公益事業者に対し、景観形成に向けた協力を要請します。また、情報交換や連絡調整に努めます。

4. 計画の見直し

景観計画は、市の良好な景観の形成に関する方針を示すことで、まちづくりの質を高めるものです。時代に合う、より良い計画とするため、随時検証を行います。